

令和2年4月

お客さま各位

SOMPOひまわり生命保険株式会社

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う特別措置について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。感染拡大の一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約について、以下の特別措置を実施します。

1. 保険料の払込猶予期間延長について

お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を最長6か月(2020年9月30日まで)延長します。

2. 契約者貸付利率の減免

新規の契約者貸付について、以下のとおり利息減免のお取扱いをさせていただきます。

< 1 > 対象契約者

契約者貸付が可能な個人保険・個人年金保険のご契約者さま(個人および法人)。

ただし、変額保険は除く

< 2 > 金利

年0.0%

< 3 > 受付期間

2020年5月31日まで

< 4 > 適用期間

2020年9月30日まで

※減免の適用は、2020年3月16日に遡及します。

※2020年3月16日以降で、本運用開始前に契約者貸付を受けた契約に対しても減免は適用されます。

※2020年3月16日より前の契約者貸付残高については通常の金利が適用されます。

< 5 > ご留意事項

ご契約者さまへ送付する通知物で契約者貸付関連の記載があるものなどは、通常の金利で計算作成されています。

3. 契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。
契約者貸付は、ご契約によっては、ご契約者さま本人からのカスタマーセンターへの電話
連絡により、ペーパーレスでの手続きができる場合があります。詳しくは下記の「お客さ
まお問い合わせ窓口」にご連絡ください。

4. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払い

お客さまや医療機関の個別状況に応じて、お申し出により、必要書類を一部省略する等
により、簡易迅速なお支払いをいたします。

なお、以下の【取扱要件】をともに満たす場合、給付金請求時の必要書類である当社所定
の「入院・手術・通院等証明書（診断書）」に代えて、自己申告による「治療状況報告書」
および「医療機関が発行する領収証コピー等」※での簡易請求の取扱いを可能とします。

※医療機関が発行する領収証コピー等の証明書がない場合などは、個別に対応します。

【取扱要件】

- ・新型コロナウイルス（疑いを含む）を原因とする入院であること
- ・ご請求の入院日数が30日以内であること

※新型コロナウイルスを原因とする入院は疾病入院給付金や死亡保険金の対象となります。

ただし、現時点では、災害死亡保険金のお支払い対象外となります。

※医療機関側の事情等により、臨時の施設などに入所し治療を受けられた場合にも、医師の
証明書等をご提出いただくことでご対応いたします。

<お客さまお問い合わせ窓口>

保険料の払込猶予期間延長について	0120-563-506
契約者貸付利率の減免について	0120-563-506
保険金・給付金等手続きの簡易取扱について	0120-528-170
受付時間：月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00 ※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。	

以上